

(陳受4第12号)

自治基本条例周知事業の慎重な執行を求める陳情

受理年月日

令和4年6月1日

陳情者

武蔵野市の住民投票条例を考える会  
代表 金子 宗徳

### 陳情の要旨

「武蔵野市の住民投票条例を考える会」は令和3年12月の第4回定例会に「住民投票条例の廃案、あるいは継続審議を求める陳情」(陳受3第19号)を提出し、市議会は良識に従って民意をお酌み取りくださいました。

自治基本条例をめぐるのは、2月上旬の新聞報道等で骨子案を議論した懇談会が要綱に基づく設置であり、地方自治法に抵触する可能性がある指摘されています。当会は住民監査請求を実施しましたが、市の監査委員は時効を理由に却下したため、東京地裁に住民訴訟を提起したところです。

市長は令和4年度予算案に「自治基本条例周知事業」を計上し、市議会で可決されました。自治基本条例の第19条には住民投票制度をめぐる規定があります。住民投票条例案をめぐるのは、賛成と反対で市を二分する議論となり、性急な周知事業の実施は住民の間に生じている分断を和らげるどころか拍車をかけると懸念しております。自治基本条例第19条について市議会で再検討されていない状況で周知事業を実施するのは時期尚早であり、また、条例制定過程の法的瑕疵の有無について司法判断がなされる前の周知事業は憲法第94条に照らして不適切であると思料いたします。自治基本条例周知事業の執行は慎重であるべきであり、よって下記のとおり陳情いたします。

### 記

- 1 係争中の住民訴訟の判決が確定するまでは自治基本条例周知事業の執行を見送ること。
- 2 自治基本条例周知事業を執行する段階になった場合においても、市は配布物や内容等について市議会に行政報告を行うなどして意見を求めること。